

市議第4号

子どもの医療費助成制度に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和3年6月28日提出

提出者	各務原市議会議員	仙石 浅 善
賛成者	〃	杉山 元 則
賛成者	〃	横山 富士雄
賛成者	〃	池戸 一 成
賛成者	〃	足立 孝 夫
賛成者	〃	川瀬 勝 秀

提案理由

医療制度の公平性を保つため、全国で統一した子ども医療費助成制度を創設することを国に求めるとともに、就学前の子どものみを対象とした岐阜県の子ども医療費助成制度の対象者拡大を県に求める意見書を提出しようとする。

各務原市議会議長 川 嶋 一 生 様

子どもの医療費助成制度に関する意見書

現在、本市を含む県内42市町村全てにおいて、少子化対策等を目的に、義務教育終了までの子ども医療費助成を実施している。それに加え、約半数の22市町村においては18歳までの子ども医療費助成を実施している状況である。全国に目を向けても、18歳までの子ども医療費助成は徐々に拡大している。

これに対し、岐阜県の子ども医療費助成制度においては、就学前の子どものみを対象としており、市町村に非常に多くの財政負担が生じている状況である。

子ども医療費助成制度は継続的に実施することで効果が得られるものであるが、今後も多くの行政課題が生じると想定される中、市町村の財源のみで当該制度を将来に渡り維持していくことは困難と考えている。

そのため、本来、医療制度は公平であるべきであり、全国で統一された助成制度が望ましいことから、まずは国による助成制度の創設を望むものである。また、全国の助成制度の中では、岐阜県の助成水準は決して高いものではないことから、県による助成制度の拡充についても望むものである。

よって、県におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 子ども医療費助成制度を国の制度として創設するよう国に対して求めること。
- 2 岐阜県の制度として、子ども医療費助成制度の対象を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月28日

岐阜県各務原市議会
議長 川嶋 一生

岐阜県知事 古田 肇 殿